

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 高橋 穂至

1 日時

令和8年3月18日（水曜日）

午前9時59分開会、午後1時24分散会

（休憩 午前10時26分～午前10時26分、午前10時44分～午前10時49分、
午前11時58分～午後1時0分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

高橋穂至委員長、畠山茂副委員長、福井せいじ委員、臼澤勉委員、佐々木宣和委員、
佐々木順一委員、岩渕誠委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐々木担当書記、久保田担当書記、吉田併任書記、大場併任書記、佐藤併任書記

6 説明のために出席した者

（1）政策企画部

小野政策企画部長、西野理事兼副部長兼首席調査監、
本多参事兼政策企画課総括課長

（2）総務部

福田総務部長、村上副部長兼総務室長、畠山参事兼人事課総括課長、
佐藤参事兼財政課総括課長、石田法務・情報公開課長、
八重樫行政経営推進課総括課長、多田税務課総括課長、岩間管財課総括課長、

（3）復興防災部

大畑復興防災部長、北島副部長兼復興危機管理室長、
戸田副部長兼消防安全課総括課長、細川消防保安課長

（4）ふるさと振興部

村上ふるさと振興部長、阿部理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、
熱海地域振興室長兼県北・沿岸振興室長、小野寺科学・情報政策室長、
兼平企画課長、増澤地域企画課長、森県北・沿岸振興課長、阿部科学技術課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

- ア 議案第 21 号 岩手県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
- イ 議案第 24 号 公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例
- ウ 議案第 23 号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- エ 議案第 25 号 行政手続条例の一部を改正する条例
- オ 議案第 65 号 岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- カ 議案第 69 号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

- ア 受理番号第 80 号 消費税の一律引き下げ、構造的欠陥の解消及びインボイス制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願
- イ 受理番号第 86 号 アメリカとイスラエルによるイラン攻撃に抗議し、即時中止を求める請願

(3) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○高橋穂至委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 21 号岩手県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例及び議案第 24 号公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫行政経営推進課総括課長 議案第 21 号及び第 24 号につきまして御説明申し上げます。説明に当たりましては、お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

まず、議案第 21 号岩手県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。議案その 2 の 7 ページでございます。1、改正の趣旨及び 2、条例案の内容であります。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 50 条第 1 項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令が一部改正されまして、同令第 3 条に規定する委員に任命する者の範囲に公益信託に係る活動に関して識見を有する者が追加されたことから、本条例においても同様に改正するものでございます。

3、施行期日であります、改正後の政令が令和8年4月1日に施行されることから、同日に施行しようとするものでございます。

次に、議案第24号公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。議案その2の14ページでございます。1、廃止の趣旨及び2、条例案の内容であります、本条例は公益信託に関する法律の規定によりまして、知事または教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督について定めるため、平成11年に制定したものでございます。今般同法が全部改正されまして、令和8年4月1日から施行される新公益信託制度の関係法令に制度の運用が規定されますことから、本条例を廃止しようとするものでございます。

3、施行期日等でございます、改正後の公益信託に関する法律が令和8年4月1日に施行されますことから、同日に施行しようとするものでございます。また、旧法による公益信託については、2年間の移行期間が設けられておりまして、その間の監督事務や移行をせずに信託を清算した場合には、本条例の規定を適用する必要があることから、所要の経過措置を講ずるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋穂至委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第23号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○増澤地域企画課長 議案第23号の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案その2の9ページをお開き願います。内容につきましては、お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、この条例は都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することを定めたもので、平成12年度に施行したものであります。

今回の条例改正案について御説明いたします。1、改正の趣旨についてでございます、

認可外保育施設における被措置児童等虐待の防止等のための通知の受理等に係る事務を新たに遠野市等が処理することとする等所要の改正をしようとするものであります。

2、条例案の内容でございますが、一つ目は高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正により、これは現在6市町村に移譲している事務になりますが、本条例で引用している条項に移動が生じたため、その整備を行うものであります。

二つ目は、児童福祉法が一部改正され、認可外保育施設における被措置児童等虐待の防止等のための通知の受理に係る事務を新たに遠野市等7市町村が処理することとするものであります。

三つ目は、森林法の一部改正により、現在4市町に移譲している事務になりますが、本条例で運用している条項に移動が生じたため、その整備を行うものであります。

四つ目は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等に係る事務を現在7市町に移譲しているところ、新たに西和賀町及び田野畑村が処理することを追加するものであります。

いずれも移譲先市町村においても、県から移譲を受ける旨の意向があるものでございます。

最後に、3、施行期日についてでございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

ただし、2、(1)の高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴う所要の整備につきましては、本条例の公布日から施行するものであります。

また、所要の経過措置として、児童福祉法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部について、施行日前に知事になされた通知や申請等に対しては、引き続き知事が処理することとするものであります。

以上で条例案の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高橋穂至委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第25号行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○石田法務・情報公開課長 議案第 25 号の行政手続条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案その 2 の 15 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

2 の条例案の内容でございます。県が行う不利益処分の名宛て人など、居所等の所在が判明しない場合にすることができる公示送達の実施方法について、現行は庁舎等の掲示場への掲示に限定しておりますが、これを行政手続法の一部改正に準じまして、インターネット上で閲覧可能な状態にすることをまずは必須とした上で、それに加えて庁舎等の掲示場に掲示をするか、庁内に置いたパソコン画面で閲覧に供するかを選択的に行うという実施方法に改めようとするものでございます。

3 の施行期日等でございますが、改正後の行政手続法の施行日と同日でございます令和 8 年 5 月 21 日から施行し、あわせて所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋穂至委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 65 号岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○細川消防保安課長 議案第 65 号岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案その 2 の 119 ページをお開き願います。議案の説明につきましては、お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

初めに、1、提案の趣旨であります、岩手県総合防災センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2、議決を求める内容であります、岩手県立総合防災センターの指定管理者として、公益財団法人岩手県消防協会を指定しようとするものであり、指定の期間は令和 8 年 4

月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。

次に、3、指定管理者候補者の選定の経緯であります。(1)、選定委員会の概要であります。外部委員 4 名を含む 5 名の委員で構成する岩手県立総合防災センター指定管理者選定委員会を設置し、第 1 回の委員会において募集要項及び選定基準の策定、第 2 回の委員会において再募集要項の策定、2 ページに参りまして、第 3 回の委員会において申請団体に係る審査を行いました。

(2)、募集及び申請受付期間及び(3)、申請団体数であります。当初令和 7 年 9 月 5 日から 10 月 6 日まで公募を行いました。応募者がなかったことから、再度令和 7 年 12 月 17 日から令和 8 年 1 月 19 日まで公募し、1 団体から申請がありました。

(4)、選定方法は、書類審査とプレゼンテーション審査を行っております。

(5)、審査結果につきましては、審査は県民の平等な利用の確保、設置目的を効果的かつ効率的に達成、管理を適正かつ確実に実施する能力の観点等から、採点基準に基づき各委員が採点し、公益財団法人岩手県消防協会が指定管理者の候補者として選定されました。

なお、候補者の採点結果の内訳は、3 ページに記載のとおりとなります。

最後に、4、指定管理料であります。令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 カ年で、1 億 200 万円余、債務負担行為限度額として 8,400 万円を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高橋穂至委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 69 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫行政経営推進課総括課長 議案第 69 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案その 2 の 123 ページでございます。説明に当たりましては、お手元に配付しております資料により説明させていただきます。

1、提案の趣旨であります。令和 8 年度の包括外部監査契約の締結に際し、地方自治法

第 252 条の 36 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、2、契約内容であります、契約期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、契約金額及び支払い方法は 1,212 万 2,000 円を上限とし、監査の結果に関する報告の提出を受けた後に実績に応じて支払うものでございます。

契約の相手方は、公認会計士の青山伸一氏であります、公募を実施し、職員で構成する選考委員会による書面審査及び面接を経て、外部監査委員の候補者として選考したところでございます。

普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理について優れた識見を有する者と認められることから、契約を締結しようとするものでございます。なお、青山氏の履歴につきましては、次のページに記載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○高橋穂至委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 毎年この契約は更新されるわけですが、過去 5 年の契約が 1 件あった。契約額と、連続して随意契約される場合の要綱などがあるのかお示してください。

○八重樫行政経営推進課総括課長 令和 3 年度につきましては、宮澤義典様と契約しております。令和 3 年度、令和 4 年度でございます。令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度につきましては、加藤聡様と契約をしております。これにつきましては、地方自治法の規定によりまして 4 年を超えてはならないということで、最大 3 年間の契約となっているものでございます。

○飯澤匡委員 契約額は。

○八重樫行政経営推進課総括課長 失礼しました。申し訳ありません。金額につきましては、令和 3 年度 1,238 万 9,000 円、令和 4 年度が 1,212 万 5,000 円、令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度につきましては 1,212 万 5,000 円となっております。

○高橋穂至委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 ただいまをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 80 号消費税の一律引き下げ、構造的欠陥の解消及びインボイス制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

当局からの参考説明を求めます。

○**多田税務課総括課長** 受理番号第 80 号消費税の一律引き下げ、構造的欠陥の解消及びインボイス制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願について、お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

1 の消費税についてですが、消費税は税率 7.8%、地方消費税 2.2%を合わせて 10%とされており、令和 7 年度の国の決算見込額は 25.5 兆円で、国の一般会計税収の 32%を占めております。

消費税は、景気の動向に左右されにくく、安定的な税収を確保することができるものとされており、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合うという観点から、10%の税率のうち、地方分を含めた 9%について社会保障の財源と位置づけられております。

消費税の本県への影響を令和 7 年度予算現計額ベースで粗く試算いたしますと、本県に交付されている地方交付税のうち、およそ 577 億円が消費税を原資とすると考えられ、地方消費税としましても、精算後の金額として約 700 億円が本県の歳入となっております。合わせますと、約 1,277 億円の影響額となっております。

2 の仕入税額控除ですが、消費税は売り上げた際に預かった消費税と仕入れた際に支払った消費税の差額を納付しますが、その仕入税額を控除する仕組みを仕入税額控除といいます。控除の対象となるのは、事業として他の者から資産の譲受け、借入れ、役務の提供を受けたものとされており、非課税や免税となる取引は含まないため、給与の支払いは対象外となっております。

なお、仕入税額控除を適用するためには、インボイスが必要ということになっております。

3 のインボイス制度（適格請求書等保存方式）ですが、令和 5 年 10 月 1 日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として導入されており、請求書等には適用税率及び税率ごとの消費税額等の記載が必要となっております。また、売手側にはインボイスを交付する義務と写しの保存義務が課され、相手側は原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となっております。

4 のインボイス制度への対応に関する国の支援策についてですが、課税事業者のインボイス対応に係る事務負担の軽減のため、会計ソフトやパソコン、レジなど、ハードウェア導入費用に対する補助金制度や税理士相談、取引の悩みに対する相談窓口などが設けられていると承知しております。

以上で参考説明を終わります。

○**高橋穂至委員長** 本請願に対し、質疑、御意見等はございますでしょうか。

○**佐々木宣和委員** 何点か質問させていただきたいと思いますが、一つ目は人件費控除の制度的な妥当性ということで、そもそも消費税制度は付加価値に対する課税があると理解しております。人件費を控除対象とすることについて、制度上の整合性、実務上の課題についてどのように考えているのか。なかなか難しい話だと思いますが、この点に関して

伺いたいと思います。

○**多田税務課総括課長** 給与等を消費税の控除の対象とするか否かということですが、先ほど御説明いたしましたとおり、消費税の仕入税額控除の対象が事業として他の者から資産の譲受け等を行った場合ということになっておりますので、給与については事業として他の者からの資産の譲受け、借入れ、役務の提供に該当しないということで、対象外とされているところでございます。

○**佐々木宣和委員** 不採択の立場でお話しします。

まず、説明資料からも明確なとおり、消費税は社会保障を支える基幹的な財源であり、景気変動に左右されにくい安定財源として位置づけられています。消費税収、国の税収の約3割を占めておりまして、その引下げは社会保障制度の持続性に大きな影響を及ぼし、さらに重要なのは地方財政への影響で、先ほど数字を具体的に出していただきましたが、1,277億円が消費税に関連する財源となっているということ。仮に税率が引き下げられた場合、これらの財源が大きく毀損されることになると思っております。医療、福祉、教育といった住民生活に直結する行政サービスに深刻な影響を及ぼす可能性があるのではないかと考えております。

二つ目、先ほど質問させていただきましたけれども、人件費を仕入税額控除の対象とする提案ということなのですが、人件費は付加価値そのものであるということから、これを控除対象とすることは、制度の根幹にかかわる問題であるのではないかと考えております。現行制度において給与等が控除対象外とされているのは、この基本構造によるものであり、これを変更することは税制全体の整合性を大きく損なうおそれがあるのではないかと。

第3に、インボイスですけれども、本制度は複数税率の下で適正な仕入税額控除を確保するために導入されたものであり、課税の公平性を担保する重要な仕組みであると思っております。既に多くの事業者が対応を進めている中で、これを廃止することは制度の一貫性を損ない、かえって混乱を招くことになるのではないかと考えています。事例も挙げられますけれども、国においてはIT導入補助金、相談体制の整備など、事業者の負担軽減に向けた支援も講じられているというところでございます。

最後に、物価高騰への対応や中小企業支援の必要性については、私も強く意識しておりますし、臨時交付金によってさまざまな取り組みもしているというところでございます。

その中で、本請願については消費税の一律引下げ、制度の抜本的変更というのは、社会保障財源及び地方財政に大きな影響を及ぼすものであり、この持続可能な取り組み、政策は有難いのではないかとということで、この請願に関しては不採択ということをお願いしたいと思っております。以上です。

○**岩渕誠委員** 私どもといたしましては、一部採択をお願いしたいと思っております。

請願項目1、2につきましては、これは税制全体の中で本来議論されるべきものでありまして、消費税のみの部分で一律5%に引下げという立場を我々は取りません。また同様に人件費の控除についても、消費税の中での控除ということではなくて、また別の形でやるもの

だと思いますので、請願項目 1、2 については不採択であります。3 につきましては、いろいろな支援制度がありますけれども、やはり中小零細の企業にとっては非常に人材も枯渇している中で、あっぴあっぴな状態で対応しているというのが現状だと思います。今後、さらに複雑化も予想される中で、廃業のリスクがかなり高まっているという現状に鑑みれば、請願項目 3 については採択をお願いしたいと思います。

○高橋穂至委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 では、一旦休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋穂至委員長 それでは、再開いたします。

本請願については、項目によって意見が異なりますので、御承知のとおり本県議会先例では、請願中、採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして、一部採択を認めております。つきましては、項目によって意見が異なる委員がいる場合、項目ごとに採決を行うもので御了承願います。

それでは初めに、請願項目の中で請願項目 1 を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○高橋穂至委員長 起立なしであります。よって、請願項目の 1 は不採択と決定いたします。

次に、請願項目の中で請願項目 2 を採択することにつき賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○高橋穂至委員長 起立なしであります。よって、請願項目 2 は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目 3 を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋穂至委員長 起立少数であります。よって、請願項目 3 は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号 86 号アメリカとイスラエルによるイラン攻撃に抗議し、即時中止を求める請願を議題といたします。

本請願についての当局の参考説明はありませんので、意見交換に移ります。本請願に対し、意見はございますでしょうか。

○佐々木宣和委員 不採択の立場からお話をしたいと思いますけれども、本請願が背景としている中東情勢の緊迫化、そして民間人を含む犠牲者の発生については極めて深刻な問題であり、強い懸念を抱くものであります。また、事態の早期鎮静化と外交的解決の重要性については、全く異論はないと思っています。しかしながら、本請願の内容及びその手法に

については、地方議会として慎重に判断すべき論点が含まれていると考えております。

まず、一つ目ですけれども、本件は国家間の軍事行動及び外交にかかわる事案でありまして、地方自治法第99条に規定する当該地方公共団体の公益に関する事件の範囲を超えているものと考えます。地方議会の意見書は、本来地域住民の生活や地域課題に密接にかかわる事項について意見を述べるものであり、国際紛争に対する個別具体の評価や外交的立場を表明することは、その役割を逸脱するおそれがあるということになります。

二つ目に、外交及び安全保障は国の専権事項になります。現在政府においては、国際社会と連携しつつ、事態の鎮静化に向けた外交努力を継続しているところであり、また邦人の安全確保、エネルギー供給の安定といった国民生活に直結する対応にも万全を期しています。こうした中で、地方議会が特定の国の行動について断定的な評価を行うことは、外交の一貫性の観点からも慎重であるべきということでございます。

第3に、本請願の内容は国際情勢をやや一面的に捉えている側面があると言わざるを得ないということでもあります。中東情勢の背景には、イランの核開発問題や地域の不安定化につながるさまざまな行動が存在しており、国際社会はこれらの課題に対して対応を進めてきた経緯があります。したがって、特定の側面のみを取り上げて評価するのではなく、全体像を踏まえた冷静な把握が求められると考えております。

四つ目でございますけれども、中東地域の安定は我が国にとって極めて重要な国益に直結する問題であります。とりわけ我が国のエネルギー供給は、中東地域に大きく依存しており、ホルムズ海峡の安全確保は国民生活や経済活動に直結する極めて重要な課題であります。こうした観点からも、感情的、断定的な対応ではなく、国際社会と協調した慎重な外交対応が必要であります。

最後に、本請願の問題意識そのもの、すなわち平和的解決の必要性については共有するものであります。しかしながら、地方議会としての役割、外交の先見性、そして国益の観点を総合的に勘案したときに、本請願の内容及び意見書提出という手法は適切であるとは言いがたいと思っております。

よって、本請願には賛同することはできないということを申し上げたいと思います。

○岩淵誠委員 地方自治法、それから外交の先見性等について言及がございましたが、まさに今国民生活、特に地方の生活に及ぼす影響というのは、このイランの状況を奇貨として深刻なものになっている。当然ながら都市部に比べて地方の移動手段、それから今後、農林漁業への影響は、まさに我々の基幹産業である部分に直撃するという意味においては、地方の暮らしそのものであるという観点から、これを採択すべしと思います。

総合的な状況については、御指摘も一理あることと思いますが、過去において軍事行動、あるいは核実験等に関して、外交問題について岩手県議会でも決議等を上げた経緯もございます。また、これは双方、アメリカ、イスラエルに対して話をしている一方で、イランに対しても要請している内容であります。また、大事なことはいまだに国際法違反かどうかということについて、日本政府が言及を避けている。他国が言明をしているケースも多々出て

きている中で、これを言明しないという態度そのものも極めて問題があると思います。

いずれにせよ、外交の軍事行動によって、地方の暮らしが極めて危機的な状況に、しかも加速度的に起きているということを鑑みれば、これを採択して地方の暮らしを守るためにも平和的な解決を一日も早くという意味において採択すべしと考えます。

○**畠山茂委員** 私も賛成の立場でお話ししたいと思います。

こちらのアメリカとイスラエルがイランに攻撃したということで、趣旨にも載っているとおり、国際法とか、あるいは国連憲章違反だというのは、これは明らかなだと私は思っております。きょうから高市総理大臣がアメリカのトランプ大統領と会うということで、どのような立場でどのようなお話をするか、国民の皆さんが注目をしているわけであります。

先ほどのお話しにもあったとおり、我々は平和的解決を求めているわけでありまして、もし文言で強い部分があれば、そこは整理をしながらも、やはり可決で行くべきだと思います。

先ほどお話しがあったとおり、今ホルムズ海峡封鎖によって、石油価格が上がって、ガソリンが1リットル当たり 200 円近くになったり、そのことでいずれはさまざまな物価が上がって、国民の生活、あるいは事業者の皆さんが大変なことになっているというのは目に見えているので、日本の立場としてアメリカ、あるいはイランとも、今まで平和外交をきちんとやってきたわけですから、ここはやはり平和的解決という意味でも、即時停戦を求めるという意味で、平和外交に県議会としてもきちんと意思を示すべきだと私は思います。

○**佐々木宣和委員** 県議会として意思表示するのであれば、決議という方法があると思いますし、請願ですから文言を調整するというのは少し違うのではないかと思います。その辺は、どうされるのか伺いたい。

○**佐々木順一委員** 決議の御提案がありましたが、請願は意見書を出してくれという内容ですから、これが請願の趣旨であります。請願は、憲法で認められている基本的人権の参政権の一つでありますので、これに対して議会は誠実にこの内容に向き合って、そして結論を出すのが我々の義務でありますから、今の御発言は議会で修正しろと言っているようなものです。

だから、請願はそのとおり、正面から受け止めて発議する。発議する段階で、請願の趣旨を酌んで、文言をどう修正するかというのは我々の裁量ですから、そこは区別してもらえればと思っております。今のは手続上の話であります。

そこで、もう一回この請願に入りますが、第一次世界大戦での反省を踏まえて国際連盟ができました。アメリカ主導でやりましたが、アメリカ議会の承認が得られないことによって、アメリカはこれに不参加でありました。これにより、第二次世界大戦を招いたわけであります。その反省に立って、国際連合をつくったわけであります。そこには、戦争は禁止ということが国際連合の憲章に書かれております。

ただし、二つだけ例外があります。一つは、安全保障理事会で国連軍を編成したときは、武力行使をしてもいいということなのです。もう一つは、侵略された場合に国連軍が駆けつけるまでの間、個別的自衛権にしろ、集団的自衛権にしろ、それでもって対抗することもない

い。この二つ以外の戦争は禁止と言っているわけですから、これが国連憲章の趣旨でありますので、これを踏まえれば今の中東で起きているのは、明らかに国連憲章違反でありますから、外交で地方議会が意見表明するというのは適切ではないという今の御指摘もありましたが、これは今殺りくが行われている現実に対して、岩手県議会は目をつぶれと言っているようなものであります。外交について、通常的外交でA国と外交を強化しろとか、国交を断絶しろとか、そういう平時の場合の議会としての意思表示は、極力それは政府の専管事項ですから、そこに委ねるべきだという趣旨はそのとおりですが、今日の前で起きているこの現象について目をつぶれというのは、これは人道上からいっても人の道に反することです。ですので、ここは制度を超えて、あるいは規範を超えて、議会としての権能を超えて、私はこの意見書は趣旨を酌んで採択すべきだと思っております。

○飯澤匡委員 いろいろな方からいろいろな意見が出まして、私どもの会派でも相当時間をかけてこれを議論しました。やはり自由民主党がおっしゃる意見、それから希望いわてがおっしゃる意見、それぞれ分かれまして、これは会派としてなかなか統一を見なかったというのが現実であり、我が会派はこのような国政マターに係る諸問題については、各個人の判断に委ねるというスタンスを取っておりますので、本会議では意思が分かれるということは、あらかじめこの場でも申し上げておきます。

私は総務委員会に参加している立場として、この請願の概要を見ると、国際情勢に絡んで、佐々木宣和委員からお話がありましたが、非常に一面的な判断の中で、日本政府はこうせよというような流れになっていると判断しております。確かにトランプ政権の大枠でもって、この原因もなかなか不明確でありますけれども、これは国際情勢の中でさまざまな動きがあり、国際連合はつくられましたが、ほぼこれについてはなかなか制御ができないというのが現実には起きている問題でありますから、その当事者同士が本当に汗をかいてやらなければならない。本当に戦争がない世の中をつくっていくことが目的で国際連合がつくられたわけですが、常任理事国が戦勝国で占められているという現実もあり、なかなかその意見も反映されない。過去には大国の意思によってさまざまな拒否権も出てきているという事例もあります。そのため、私の個人的な意見とすれば、これは中東諸国の諸情勢や、それに鑑みた状況をしっかり網羅した上での請願内容であればいいのですけれども、どうもアメリカ憎しのような、そういう内容と私自身は捉えておりますので、これはもう少し請願陳情の中身を、これをもって採択しようというのは私はなかなか難しいと考えている次第です。

○工藤大輔委員 この請願についてなのですけれども、会派でもそれぞれ協議をしました。そのような中で、書かれている請願の趣旨については、なかなかこのまま丸々は賛同しがたい文言があるということでもありますけれども、請願の求めているもの、項目等については、概要については理解できるという考えとなりました。

ただ、ここに書かれているとおり、具体的に言えば、抗議というところだとか、さまざまなそういった文言等がしっかり整理されるという形であれば、こういった武力による国際紛争は早く終結してほしい。そして、日本に、また県内にも多大な影響が出てくると推測され

ますので、そのようなものが早くなくなるような、そのような意思表示というものは、これまでもさまざまな決議等もやっている関係上、あってもいいのではないかと思います。

そのような中で、この決議ということも、一番そちらが望ましいかと思いますが、今回請願ということで、請願に対応するということであれば、文言の修正があるということであれば、趣旨には賛同したいと思います。

○高橋穂至委員長 全員発言、よろしいですか。

それでは、休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋穂至委員長 再開いたします。

本請願について採択と不採択の意見がありますので、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋穂至委員長 採択、不採択同数でございます。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長において本請願に対する取り扱いを決定いたします。

本請願について、委員長は不採択することといたします。よって、本請願については不採択することと決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、お諮りいたします。執行部から、岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてほか3件について発言を求められておりますが、十分な質疑時間を確保するため、執行部から4件の報告の後に報告に対する質疑を取りまとめて行い、その後に委員からのこの際発言といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○飯澤匡委員 そうすると、案件ごとに1人30分の質疑時間を設けるということですか。

○高橋穂至委員長 報告4件に対して30分。

○飯澤匡委員 1件ずつではなくてですか。

○高橋穂至委員長 はい。では、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

それでは、順次発言を許します。

○福田総務部長 岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、資料により御説明いたします。

令和8年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案が今国会に提出されており、2月定例会終了後、年度内の交付が見込まれております。これに伴う岩手県県税条例の改正内容は、自動車税について環境性能割を廃止し、種別割を自動車税とすることに伴い、規定を削除する等所要の改正をすること、初回登録から一定の年数を経過した環境負荷の

大きい自動車に係る自動車税の重課の適用対象となる範囲を改めること、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車税の軽課の対象となる自動車の初回新規登録の期限を延長するとともに、軽課の適用対象となる範囲等を改めることであります。

改正法案については、施行日が令和8年4月1日とされており、早急に条例改正を要しますことから、国会において年度末までに成立した法律の内容に応じ、会期終了後に地方自治法第179条の規定に基づき専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○岩間管財課総括課長 2月4日の議案等説明会で御説明しましたとおり、県庁舎再整備懇話会での議論、それから県議会の皆様に設置いただきました新議会棟の在り方検討会議の意見を踏まえまして、基本構想の素案を取りまとめておりました。今般この2月下旬まで実施したパブリックコメント、3月上旬に開催した懇話会での議論等を踏まえまして、再整備基本構想の最終案を作成しましたので御報告します。

岩手県庁舎再整備基本構想（最終案）についてという資料をお開き願います。1、策定の趣旨についてであります。資料記載のとおり耐震性能の不足、建物の老朽化の課題に対応するために、基本理念、庁舎規模、事業手法、事業スケジュール等を取りまとめた基本構想を策定しようとするものです。

2、策定スケジュールでございます。基本構想は、3月中に策定・公表することとしております。

次に、資料1、パブリックコメントの実施状況をごらん願います。1月下旬から2月下旬にかけて1カ月間、県民の皆様に意見を募集したところ、4人の方々、これは全て盛岡市にお住まいの方となりますけれども、計17件の御意見が提出されたところです。提出された意見について、主なものを説明いたします。

ナンバー1でございます。市役所など近隣官公庁施設との合同庁舎化や渡り廊下、デッキ等による物理的な接続を積極的に検討願うという御意見であります。合同庁舎化については、関係機関との調整、制度面、財政面の課題が多いと考えております。現在耐震性能の不足を改修するということが急務である県庁舎の再整備に当たって、なかなか時間面での制約が厳しいかと考えております。また、渡り廊下、デッキの接続ということになりますと、今後の内丸地区再整備基本計画——内丸プランの検討状況を注視していく必要があるだろうと考え、反映状況は参考とさせていただいております。

ナンバー2でございます。今回再整備の四つの基本理念の一つであります協働の理念について、未来に加えて現在の岩手を支える、育む視点も含めて検討願うという意見でございます。未来に向けてだけでなく、次々と現前する県政課題に不断に対応していくということが県庁舎には求められますことから、御意見を踏まえまして、協働の理念について、多様な主体が岩手の現在（いま）と未来（みらい）を共創する、県民に親しまれ、愛される庁舎に修正いたしました。

次に、ナンバー6でございます。こちらの意見では、協働する拠点を具現化するため、ワーキングカフェ、ライブラリー機能の設置を要望するという意見でございます。一方、ナンバー7とナンバー9では、展望スペース、レストラン、レストランにはカフェ機能のようなものも含まれると思うのですが、そういった機能は魅力がなければせいぜい二、三回行って飽きるし、既存施設が存在するのだったら慎重に議論願うという御意見がありました。基本構想では、これらの機能を例示として示したものではありませんけれども、このように相反する意見が出てきているということも踏まえまして、長期的な利用ニーズ、費用対効果などを検証しながら、必要な機能であるかどうかというところは慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、ナンバー8でございます。こちらにつきましては、基本構想時点の庁舎機能、必要面積の精度は粗いという御指摘でございまして、機能の充実、コスト、これはトレードオフにありますので、それを考慮した県民アンケートのようなものを実施願うという意見です。トレードオフを考慮したアンケート、ヒアリング、どのような方法がよいのか検討する必要がありますが、大変示唆に富む意見であるということで参考とさせていただいております。

次に、次ページに行きまして、ナンバー13でございます。こちらは、官民共創に関連した意見でございます。既存施設である、いわて県民情報交流センター——キオクシアアイーナや岩手県公会堂にありますいわて若者カフェのどこに限界があったのかを明確にすることが必要ではないか。特にキオクシアアイーナについては、後進的な施設とは言えない、アクセスも容易である。なぜ内丸地区で同様の機能を設置する必要があるのか、根拠、検証が弱いのではないかという御意見がございまして。確かにキオクシアアイーナやいわて若者カフェは、これまでNPOや大学等との連携拠点として役割を果たしておりまして、これら既存施設のすみ分け、新たに担うべき役割などを整理していく必要があると考えております。来年度、基本計画の策定に当たりましては、有識者をはじめ事業者、利用者など関係するステークホルダーの意見を踏まえながら検討してまいります。

次に、ナンバー14でございます。こちらにつきましては、駐車台数の案件でございます。若干詳しく説明をさせていただきます。御了承願います。国土交通省が定めます標準例、他の自治体の緩和事例を踏まえ、盛岡市役所の再整備も含めた議論の中で、市への働きかけが望まれるという御意見でございます。次のページ、4ページのナンバー15も同様に、県と盛岡市の共同駐車場を検討してはどうか、また地下駐車場を整備すれば余裕ある駐車台数を確保できるのではないかとという意見でございます。実際再整備後の県庁舎、駐車場の附置義務台数265台となることを見込んでいます。面積が広がるということでございます。現在もこの規定によりまして196台の駐車台数が必要なところ、確保しているのは139台でございます。これは、直ちに違法、条例違反というわけではなくて、こちらの条例ができた時点で既に県庁舎の建物がありましたので、既存適格という運用になっております。

一方、その状態で60年間運用してきているということでございまして、近隣に民間駐車

場があるのはもちろんですが、加賀野と北山に合計しますと 250 台ほど県の駐車場がありまして、職員、公用車はその駐車場を利用しているという実態がございます。実質的に職員の駐車場利用を制限するなど、交通分担については整備されて運用してきているということでございます。

また、盛岡駅とバスセンターの間にあり、公共交通の結節点に近接しているということ、なおかつ現在の内丸プランでは中心市街地への車両の出入りを少なくするというプランもあることなどから、実態に応じた駐車台数の確保、検討が必要だと考えております。

今後、当然都市計画、条例との関係に配慮する必要はございますけれども、盛岡市と協議しつつ、駐車場のあり方について検討してまいります。

なお、地下駐車場については、委託業者に確認したところ、70 台程度を確保するのに 60 億円以上の整備費用がかかるということで、現実的ではないと考えております。この意見については参考とさせていただきます。

引き続きまして、資料 2 でございます。こちらについては、前回説明させていただいた内容から、パブコメ、再整備懇話会での意見を踏まえ、変更点についてまとめたものでございます。

こちらを反映した最終案全文は資料 4 として配付しておりますけれども、大部のため、資料 3 の概要版で変更点のみを中心に説明させていただきます。こちらの概要版の 3 ページをお開き願います。官民共創の項目に、県、市町村の人材確保の困難性を踏まえまして、再整備懇話会で出された意見を参考に、県と市町村との協働の視点ということを盛り込ませていただいたところでございます。

続きまして、4 ページ目でございます。こちらは、先ほど説明したとおり、協働の基本理念についてパブコメを受けて修正させていただいております。

それから、8 ページ目をござんいただきまして、事業費、ライフサイクルコストについてもう一度説明させていただきますが、整備費用は一部建てかえが 537 億円、改修のみ実施が 341 億円ということで、上回りますけれども、50 年間のライフサイクルコストで見た場合は、大きな差がないというのが表中に記載されております。

また、再整備懇話会での意見を踏まえまして、現行のコアコアの物価上昇率の数字を踏まえまして、年率 2 % 程度で上昇していくと仮定した場合は、将来的な建てかえの規模が大きくなる改修のみ実施が一部建てかえを上回る可能性があるということでございます。

最終的に、9 ページ目でございますけれども、整備パターンの比較・評価で、基本理念の実現に対応する機能、性能を実装でき、更新時期を分散できるメリットがある一部建てかえという案を採用させていただきたいと考えております。

最後、10 ページ目でございます。今後の事業スケジュールでございます。来年度、令和 8 年度は整備基本計画を策定しまして、その後令和 9 年度に具体的な設計に着手したいと考えております。他県の事例によれば、設計に 2 年から 3 年の期間を要することが見込まれますことから、工事着手は早くとも令和 12 年度になると考えております。令和 8 年度は、

繰り返しになりますが、基本計画の策定に着手し、導入する機能、建物配置、空間構成、整備費用、事業手法など、設計の条件となる整備内容を具体化してまいります。

以上で説明を終わります。

○増澤地域企画課長 次期岩手県過疎地域持続的発展計画（案）について御説明申し上げます。

便宜、配付しております説明資料及び計画案の別添１、概要、別添２、新旧対照表を用いて御説明いたしますので、お配りしている計画案の別添３、全文については、便宜、御参照いただければと存じます。

まず、過疎法に基づき、令和７年１２月に岩手県過疎地域持続的発展方針を、１０月６日から１２月８日の総務委員会にて御説明の上、策定したところでありますが、現行の県計画についても令和７年度末が終期となっていることから、次期県計画を作成しようとするものであります。

１、過疎法——過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定される方針・計画の体系についてであります。が、（１）の発展方針は、過疎地域の持続的発展を図るため、県が定め、過疎市町村の持続的発展に向けた基本的な方向性を示すものであります。

（２）の市町村計画は、県方針に基づき市町村が定めるもので、過疎対策事業債の根拠となるものでございます。

（３）の県計画は、今回御報告するものでありますが、県が実施する事業や過疎市町村に対する財政上の特例措置をこれまで同様記載するものでございます。

２、次期県計画の内容についてであります。が、過疎法自体に改正がなく、定めるべき事項に変更はないことから、計画の構成等の大枠は変えず、計画期間、目標値及び県が実施する事業を見直すものであります。

（１）の計画期間は、令和８年度から過疎法の期限の後半５カ年に当たる令和１２年度とするものでございます。

（２）、構成といたしましては、Ⅰ、基本的な事項として、計画策定の趣旨、目標等、Ⅱ、事業計画として、過疎法に定める１１の分野に関する事業を、Ⅲ、その他地域の持続的発展に関し必要な事項として、市町村に対する財政上の特例措置をそれぞれ記載するものであります。

次のページをごらんください。（３）、目標値についてであります。が、現計画と同様に二つの目標を掲げております。今回の計画期間を令和１２年度までとする中、一つ目は生活の満足度の向上を目指すもので、二つ目は社会減ゼロを実現しようとするものであります。これらについて、過疎振興は過疎方針において全県の人口減少対策と連動させていくこととしており、現行の県計画の目標値は第２期岩手県ふるさと振興総合戦略と整合性を図っていることから、今回の次期県計画においても総合戦略の目標値を引用するもので、それぞれの目標値について令和２年を基準年として設定したものであります。

また、この二つの目標値について補足いたしますと、県総合戦略における戦略全体の推進

目標である生活満足度の向上を、そして過疎計画は国から人口に関する目標の設定は必須であるとするガイドラインが示されていることから、県総合戦略中、社会増減の目標を総合計画の中から引用したものでございます。

なお、今後の総合戦略の策定動向を踏まえ、本計画の目標値を必要に応じて見直す旨、計画に明記しております。

(4)、掲載事業についてであります。過疎法に定める11の分野ごとに、令和8年度当初予算案に計上している事業を掲載しております。なお、毎年度の予算に合わせ、掲載事業は見直すこととしております。

(5)、市町村に対する財政の特例措置であります。現行の計画から継続し、国道、県道、農道、林道及び漁港関連道の整備に係る市町村負担金の免除、自治振興基金の貸付けに係る条件等の優遇、県単独補助における重点的な配慮、地経費の運用に当たっての配慮について記載しております。

(6)、計画の推進につきましては、第三者会議の委員意見を踏まえ、事業のローリング、見直しを行うことで、弾力的に運用してまいります。

3、策定のスケジュールについてであります。本日の御報告の後、3月末に策定、公表、全議員への資料提供、国の提出という予定としております。

次に、資料の別添1の計画の概要をごらんください。今までの説明との重複を省き、説明いたします。これは、計画の構成を図示したもので、Ⅱの事業計画（県が実施する事業）の枠内に記載のとおり、1番の移住・定住から右下部分の11番、再生可能エネルギーまで施策項目を挙げさせていただいているほか、Ⅲでは過疎市町村に対する県の財政上の措置を記載しております。

次に、資料の別添2による新旧対照表をごらんください。恐れ入ります。こちらで主な変更箇所を記載しております。新規の2ページ目以降、既存事業に加え、例えばいわて関係人口拡大ムーブメント推進事業など、令和8年度当初予算案に計上し、御審議いただいている事業、計画案の構成事業として新たに掲載しております。

以上で計画案の内容の説明を終わります。

○阿部科学技術課長 12月定例会の当委員会で素案を御報告いたしました第3期岩手県海洋エネルギー関連産業創出ビジョンについて、パブリックコメント等を踏まえて最終案を取りまとめましたので、御説明いたします。

まず、策定の趣旨ですが、本ビジョンは海洋エネルギー関連産業の創出に向けて、関係者が取り組みの方向性や将来の姿を共有することを目的として策定しているもので、令和8年度から令和12年度までの5年間を取り組み期間としています。

次に、改定内容の主なポイントですが、1点目として取り組みの整理の仕方を見直しました。現行ビジョンでは、洋野、久慈、釜石といった地域ごとに取り組みの方向性を整理していましたが、近年洋上風力発電と波力発電とでは、制度整備や技術開発の進捗に差が生じてきております。特に洋上風力発電については、国の導入目標を踏まえ、浮体式のさらなる案

件形成や県内のサプライチェーン構築がより重要になってきていることから、第3期ビジョンでは洋上風力発電と波力発電それぞれの発電方法ごとに整理する構成としています。

2点目として、2040年を見据えた目指す姿を明確にした点です。国の第7次エネルギー基本計画におきまして、2040年に向けたエネルギー政策の方向性が示されたことを踏まえ、本ビジョンにおいても2040年時点での目指す姿を明示しております。

具体的には、一つ目として、経済面では海洋エネルギー関連産業の創出を通じて、研究開発拠点や産業拠点が形成され、沿岸部に新たな雇用と活力が生まれるとともに、再生可能エネルギーによって産業活動や社会基盤が支えられることで、地域経済の持続的な発展につなげてまいります。

二つ目として、環境社会面では再生可能エネルギーの導入により、環境と調和した循環型社会が形成され、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、県民一人一人が安全、安心な暮らしと、幸福とウェルビーイングを実感できる社会の実現を目指します。

続いて、2ページ目の意見等への対応についてでございます。本ビジョンの策定に当たり、令和7年12月9日から令和8年1月8日までパブリックコメントを実施し、3名の方から計5件の御意見をいただきました。その内訳ですが、全部反映が3件、一部反映が2件となっております。

イの最終案への反映状況についてです。まず、1点目として、専門用語がわかりにくいとの御意見を踏まえ、脚注や用語解説を追加いたしました。

2点目として、取り組みの方向性と具体的な取り組みとの関係がわかりにくいとの御指摘を受け、対応関係がわかるように整理しております。

また、3ページ目の3点目として、サイトスクリーニング、これは特定条件の下で事業区域を絞り込むこととなりますが、事業性の確保にも配慮すべきとの御意見を踏まえ、発電事業者への意見照会を行う旨を明記いたしました。

また、4点目の①、②、全体としては4点目、5点目の御意見ですが、騒音や生活環境への影響に関する住民への配慮や、図表の見やすさの改善などについても一部反映として対応しています。

これらに加え、5ページ目のその他の修正といたしまして、上段について大規模な電力需要家の誘致による電力需給モデルの構築に関し、国のGX戦略地域制度の内容と重複することから、記述を一本化しました。

また、下段については、県内企業による国産CTV——作業員輸送船製造の本格化を踏まえ、本県沿岸地域が洋上風力発電の設置や維持管理を支える産業拠点となり得るポテンシャルを有していることについても新たに記載しております。

最後に、スケジュールですが、本最終案により年度内に改定し、公表する予定でございます。

以上で説明を終わります。

○高橋穂至委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 県庁舎の再整備について何点か伺いたいと思います。

一部建てかえの案が進むということですが、県債を発行するというのが主な財源になりますけれども、今後建てかえの工事に入った場合、中期的な財政の見通し、あるいは財政調整基金への影響についてはどのように考えているかお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤参事兼財政課総括課長 県庁舎の建てかえの財政的な見通しですが、来年度に基本計画とあわせて財源の計画をつくっていくということになっております。今考えているのは、まずその収支ギャップを令和 10 年度までにゼロにするという目標があります。ゼロにすると財源的には大分余裕が出るというのが一つです。その後に、県庁舎の建てかえありますので、財政調整基金をできるだけ、今の目標だと 177 億円を維持するということがありますので、それを維持したまま県庁舎整備というのをやっていくのが理想だと思います。

一方で、委員もよく問題にいただいている医療局への財政支援など、そういった全体を考えながら財政運営していかなければと考えます。

○福井せいじ委員 いずれやはり多額な——これはある意味投資というか、費用の捻出だと思いますので、そこら辺もう少ししっかりと見通しを立てていただきたいと、そして示していただきたいというのが私の要望であります。

次に、議会棟解体になっていくわけですが、解体になった場合の議会棟の代替の場所であるとか、どのような形で議会を維持していくのか、運営していくのか、その見通しがあればお聞かせいただきたいと思います。

それとあわせて、竣工の時期がどれくらいなのか、それも聞きたいと思っていました。

○岩間管財課総括課長 議会棟の解体再整備に伴います仮設庁舎の確保というのは大変大きな問題でして、特に議事堂というところは非常に大きな空間を有しておりますので、その空間をどう確保していくかというのは、さまざま検討を深めなければいけないと思っております。我々としてもできればこの内丸近隣地域で確保できれば一番いいと考えているのですが、改修を全くしないで受け入れられる施設というのは、実はやはりないと。

一方、大きなホール施設等を備えているキオクシアアイーナとなりますと、今度は距離が離れ過ぎて、事務局、その他運用についてもやはり問題があると考えていまして、来年度予算では取り急ぎ県公会堂の議事堂、あちらが使えるかどうか、その利用可能性も、改修が必要になりますけれども、改修にどのぐらい費用がかかるか。ただ、そちらを改修しますと、仮設というよりはかなり長く使える建物になります。あちらを解体するということは、なかなか文化財としてできない建物ですので、長期の利用ということも考えていいかと考えています。もしそれが現実的な可能性として浮上してくるのであれば、近接性も含めて、盛岡地区合同庁舎と組み合わせながら仮設を考えていくというのが一つ現実的かと考えているところであります。

○福井せいじ委員 竣工については。

○岩間管財課総括課長 竣工は、令和12年度に早ければ着工したとして、工事がどのぐらいかかるかというところは、地盤の状況にもよりますけれども、三、四年はかかりますので、やはり15年度以降、16年とか17年ぐらいに議会棟はでき上がるのではないかな。一方、知事部局棟の改修はそれからになりますので、知事部局棟の改修というのは、そこからまた数年、そちらについては改修内容まだはっきりしていませんので、なかなか確たることは申し上げられないという状況でございます。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。概要というか、さまざまな手段を用いてやっていかなければいけないというのはわかりました。

最後に、この議会棟が例えば4年後くらいから工事に入るとしたら、それまでの間、使っている間は、耐震については何か対策というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○岩間管財課総括課長 なるべく急いで整備をするということで、ソフト的な対策にとどまろうかと考えております。

○臼澤勉委員 今は財政的な視点での質問でした。今回パブリックコメントを県民の皆様からいただいておりますけれども、改めて今回この内丸官庁街を集約するという、ある意味大きな視点の中の一つなのですけれども、盛岡市とか、あるいは国の機関であったり、盛岡地方の裁判所とか、要はこの周辺のそういった公的機関であったり、あるいは裏の岩手医科大学とか、今回のこの庁舎整備基本構想を取りまとめるに当たって、どのような御意見が出されているのか、教えてください。

○岩間管財課総括課長 今回の県庁舎再整備に係るパブリックコメント、一般の県民の方からいただいた意見でございますけれども、実際最も我々意見交換しているカウンターパートというのは盛岡市になります。盛岡市からは、内丸プランについて、街区ごとの具体の計画がまだ出ていないのですけれども、実質的には県庁舎が多分そのリーディングプロジェクトになるだろうかということで、密に意見は交換します。ただ、我々も具体的にこういったものになるというようなイメージ自体はまだありませんので、盛岡市と意見交換しているのは駐車場の話だったり、壁面線の話であったり、緑化、駐車場の話というところが中心になっています。

一方、今お話ありました国の機関、岩手医科大学ということになってくると、都市計画の所掌は盛岡市にありますので、基本的に盛岡市が窓口になって話をしている。我々の建築で、例えば活用させていただきたいとか、一部敷地を使いたいという話が今後出てくるかもしれません。工事のヤードが全く足りないのではないかなという話も、実際業者からされています。ただ現時点では具体のそのような話に、今お話ありました国、岩手医科大学というところと、何か話を詰めているという内容は現時点ではございません。

○臼澤勉委員 今回のこの構想の中にも、盛岡市との共創とか、さまざまな大きな方向性があるわけで、ただ、もう先行して進めていくということだと思います。一方でそのようなところもあって、結構難しい調整というものも出てくるかと思います。以前も内丸ビジョンの際にお話ししましたがけれども、あのような全体の絵の中に、実は駐車場も一切なく、緑のゾ

ーンのようになっていたり、あるいは警察本部や株式会社テレビ岩手もなくなっています。いずれ何を言いたいのかというと、やはり先行して県庁舎の整備を進めるというのは、それはそれで大事なのですが、ふるさと振興部において、調整がいろいろ出てくるとは思いますが、やはり少し意見交換というか、大規模な土地の所有者でもある県として、やはり情報をすり合わせながら進めていっていただきたい。これは要望でありますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

○高橋穂至委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 それでは、この際何かありませんか。

○飯澤匡委員 それでは、3点ほどあります。

まず、医療局管理者設置議案について、いずれ議会側の意思を酌んで一回撤回をした。その後どのような動きをするかということが非常に大事だと思うのですが、総務部にお伺いしますけれども、撤回に至った検証を行い、そしてまた新たな医療局の体制強化を行うというお話でしたので、そのスケジュールと、今総務部でどういう素案を持っているのか、それをまずお知らせいただきたいと思います。

○畠山参事兼人事課総括課長 医療局管理者の関係でございますけれども、一般的にポスト職の設置につきましては、事務都合によるものではなくて、組織としての必要性に基づくものと考えております。

県の内部の検討や協議に関する事項につきましては、情報公開条例におきまして、率直な意見交換やその中立性を確保する観点から、非開示情報の事由の一つとして掲げられておりますことから、条例の趣旨に照らせば、その内容を明らかにすることは困難なところでございます。

なお、委員御指摘の件につきましては、今般の企画理事に係る通報内容に含まれておりますので、今後行うこととしている第三者調査におきまして、適切に対処されていくものと考えております。

○飯澤匡委員 あなた方の姿勢というのはわかったのですが、いずれ議会とのやり取りの中でそのような決断をしたという経過は非常に重く受けとめていただかなければならないと思うのです。予算特別委員会でも議論があったところですが、総務部として、議案提案者として、今の時点でどのようにかかわるつもりなのか、その点を示していただきたいと思います。

○畠山参事兼人事課総括課長 現時点では、医療局においては目下最大の課題であります経営面につきまして、局内にプロジェクトチームを立ち上げたと同っております。今後これらの取り組みを進める中で、医療局の組織体制に係る課題を抽出、整理しつつ、医療局と今回の条例審査の過程での課題を共有し、また委員の皆様からいただいた御意見も勘案しながら、当課としても連携しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○飯澤匡委員 わかりました。今の答弁では、医療局の体制強化策をまず見守りながら、総

務部は判断をしているということによろしいですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 委員の御指摘もございましたとおり、またこれまでの連合審査等の過程におきましても、内部組織の体制の部分での整備という御意見もございましたので、そのような部分を勘案しながら、我々としても医療局としっかり課題を共有しながら連携してまいりたいと思っております。

○**飯澤匡委員** わかりました。それでは、推移をこれからも見守ってまいりたいと思います。いずれ来年度も相当額の赤字予定だということでございまして、総合的に施策を管理する総務部としては、今回の撤回という件もありましたから、しっかり管理をしていただきたいと思います。

それで、今少し触れられました企画理事の関係について、やはり関与したのではないかと、予算特別委員会総括質疑の中でもありまして、これについて副知事は言下に否定をされたような状況であります。いずれこれから設置される第三者委員会の中で確認していくのだと思います。

それで、それに関連して、知事が総括質疑でパワハラはあってはならないものだ、職員はちゅうちょせず、その内容を報告してくれという強いメッセージを発しました。それを受けて、現段階まで職員からの公益通報なり、その件数と内容について明示できるものがあれば示していただきたいと思います。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 知事の予算特別委員会総括質疑後のハラスメントの相談等でございますけれども、3月5日の予算特別委員会の総括質疑における知事答弁後におきましては、トータル1件の匿名での情報提供が寄せられているところでございます。

また、その内容につきましては、個人の特定につながる内容も含まれており、詳細は申し上げられませんが、そこにつながらない概要として整理して答弁申し上げられる範囲といたしましては、出入り禁止に関することや旅行命令違反に関することなどがございました。また、メールの中におきましては、外部機関による調査を望んでいるということもございましたので、この情報提供の内容も含めまして、外部の弁護士による調査の中で明らかにしてまいります。

○**飯澤匡委員** それから、当該企画理事に関する公益通報に係る報告された案件だと思えますが、それ以外には総務部にはございますか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 企画理事以外に係る案件に関しましては、当該メールのところでは確認できなかったところでございます。

○**飯澤匡委員** これは今のところ1件ということでしたけれども、私が知るところでは非常に庁内もざわついておりまして、今後その取り扱いというのは非常に対応が難しくなるかと思えます。

あれだけ公的に知事も発言をして了解したものでありますから、しっかり議会にも分類されて報告いただきたい。これは委員長にも要望をしておきます。

それで、話はまた戻りますが、今回の議案撤回の件については、政策意思決定の部分にお

いて非常に反省すべき点、検証すべき点があるだろうと私は思っています。やはり政策に優先順位をつけて、その都度俯瞰し、それを精査していくのは、政策企画部の役目ではないかと思っております。今回の案件は、人事案件一点突破で行っていることが、政策の総合性というものを把握できなかった一つの要因ではなかったか。そのことを一つの反省材料として、政策の合理性を失って撤回になった要因、これをしっかり分析をして行うべきだと思います。やはり県職員のOBからもいろいろな意見が寄せられましたが、これは非常に恥ずかしいことだというような意見も寄せられました。私たちにしてみれば勇気ある撤退だとは思っていますけれども、いずれ、生煮えの状態で出たことについては、私は大きく反省すべきだと思うし、今後の教訓にもすべき事案だと思っています。政策企画部長はこの案件に関して得た教訓と、それから組織的に越権かもしれませんが、改善策があると思うのであれば示していただきたいと思います。

○小野政策企画部長 政策形成の過程におきまして、部局間の情報共有が十分でなかったり、検討の進度、熟度が不足していた場合、結果として政策の合理性、整合性が損なわれるおそれがあるということを私ども強く受けとめなければいけないと考えております。

政策形成に当たりましては、全庁的な視点から施策の優先度、重要度を適切に見極めることが重要であり、特に組織横断的な課題、県政運営の根幹にかかわる事項につきましては、関係部局との調整、それから論点整理を丁寧に行い、知事の適切な判断に資する材料を十分に整えることが重要であります。

今回の件も含めまして、政策立案全般に関する教訓といたしまして、各政策運営の課題を早期に把握し、政策形成において十分な議論が尽くされるように努めること、それから政策の目的や必要性、影響について多角的な検討を行い、意思決定上の判断材料を的確に整えることが必須と考えております。

私自身、増田知事時代から総合計画、復興計画の策定、推進に携わる機会をいただいてまいりましたが、その経験を通じましても痛感しておりますのは、政策一つ一つの積み重ねが県民の暮らし、未来を形づくっていく、あるいは大きな影響を与えるといったことでございます。そうしたことから、政策の合理性、整合性がしっかり担保されるように意を尽くしていく必要があると考えております。

政策企画部といたしましても、引き続き政策形成の全庁的なハブといたしまして、部局間連携の強化、政策形成評価の仕組み充実、それから知事のトップマネジメントの支援機能としてその役割をしっかりと果たし、県政全般の政策品質の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 政策企画部長には、今後に期待する部分も含めて、丁寧な御答弁をいただいたと思っております。

長い間、政策企画の部門で御活躍をいただいて、このたび小野政策企画部長におかれては御退任となりまして、大変長い間私どももお世話になりました。この際、今の件も含めてですけれども、政策にかかわる部分については、以前は総合政策室の所管でありましたが、こ

れが今のトップマネジメントを支えることも相まって、その施策の重要性というのは非常に高まったわけです。今回このような事案が出たということは、私自身は大いに反省すべきところがあったと思うし、それについてはしっかりと受けとめていただいた答弁をいただいたと思っております。

政策企画部長には、次の人に託す思いであるとか、それから長い間関わられた感想も含めて、一言あればよろしくお願いしたいと思います。

○小野政策企画部長 ただいま委員から過分なお言葉を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

私、38 年間県政に務めてまいりました。やはり県職員として第一に考えるのは、県民第一でございます。それから、日々の仕事を誠実に行うと、これに尽きると思っております。これまでもそうでしたし、また後につながります県職員にも、同じような形でしっかりと県政に向き合っていただきたいと思っております。

○工藤大輔委員 それでは先に、物価高騰対策についてお伺いしたいと思います。

令和 7 年度の補正予算で、臨時議会等も開かれて 4 号補正となったと思いますが、これは物価高騰対策として事業が今進められていると思いますが、今そのときのやり方からすると、国の物価高騰対策に呼応する形で、できるだけ早くその効果を出すということで、臨時議会を開かれながらやったと思います。現在のそのような事業の状況はどうなっているのか、またその効果がどのように出ているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○本多参事兼政策企画課総括課長 これまで県の物価高騰対策につきましては、委員御指摘のとおり、累次にわたる補正予算の措置によりまして、生活者支援の観点では、例えば冬期間の灯油購入費等の支援でありますとか賃上げの支援、それから事業者支援の観点では、清酒製造業者の原料米仕入価格の高騰分への支援、また畜産経営体の配合飼料購入費の高騰分支援等を講じてきたというところでございます。

こうした令和 7 年度の補正予算を活用した事業のうち、現時点の活用状況等を把握できるものとして、例えばとなりますけれども、物価高騰対策賃上げ支援金では、申請件数は現時点で 409 件、申請人数 5,070 人、申請額は約 3 億 6,400 万円となっているほか、配合飼料価格安定緊急対策費補助では、交付件数で延べ 4,800 経営体、金額で約 14 億 700 万円の見込みとなっているところでございます。

当課といたしましても、関係部局と連携しながらこうした補正予算で講じました物価高騰対策の効果が早期に実現するように、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 臨時議会が開かれたものについて、現状はどうなっているのかお尋ねします。

○本多参事兼政策企画課総括課長 12 月の臨時会でございましたけれども、その前の定例会でも措置した部分もございまして、例えば物価高騰対策賃上げ支援金について、申請額約 3 億 6,400 万円余となっていると申し上げましたけれども、その中でも実際に支給決定に至っているのは、3 月 12 日現在で 9 件、12 人分 222 万円となっているところでござい

す。こちらは、申請してその書類を確認してから、四、五週間程度で支給していると伺っておりまして、随時申請があったものについては、今後も早急に支給していくところでございます。

また、配合飼料価格安定緊急対策費補助について、先ほど交付金額で約 14 億 700 万円の見込みということで申し上げましたけれども、令和 7 年度、第 3・四半期分の支払いについては今月末の予定、また第 4・四半期分の支払いは令和 8 年 6 月下旬を見込んでいただいております。

また、県産の酒米安定確保支援事業費では、本年 2 月 9 日から 7 月 31 日までを申請期間として事業を実施しておりまして、これまでのところでは交付決定が 3 件、交付決定額は 3 億 3,800 万円余となっております。

さらに、昨年 6 月と 12 月に 2 回に分けて補正予算で計上した L P ガスの価格高騰対策費につきましては、まず令和 7 年 6 月分につきましては、L P ガスを使用している世帯等の約 99%に当たる 35 万 6,000 件余りを対象に実施しておりまして、全体の値引き額は 4 億 2,500 万円となっております。ただし、12 月補正分につきましては、現在その値引きの実施期間中でありまして、実績まではお示しできないところでございますけれども、値引き件数は 6 月補正措置分と同程度を見込んでいただいているところでございます。

済みません。少し長くなって恐縮なのですが、また社会福祉施設及び医療施設等物価高騰緊急対策支援金につきましては、2 月 16 日から 3 月 31 日までを申請受付期間としておりまして、こちらにつきましても申請書類を確認後、四、五週間程度で給付金を振り込む予定と考えております。

さらに、いわゆる福祉灯油につきましては、市町村が実施する事業に対して、その経費の一部を補助しているというところでございまして、33 市町村全てが取り組んでいるところでございまして、3 月 18 日現在、19 市町村が事業を完了しているところでございますけれども、14 市町村につきましては現在も事業を実施しているというところでございます。

○**工藤大輔委員** 各課からヒアリングしてもらっての答弁ありがとうございます。

先般ガソリン価格もかなり大幅な値上げということとなり、これは県民生活にも非常に大きな影響が出てくると思います。そのような中で、やはりできるだけ早く対応できるものは対応していく、そして全体がどうなっているかということは、実際は各部、各課がやることだと思いますけれども、トータルでしっかり把握をしながら、その効果がどうだったのかということを見ながら、次なる国の対策等も検討されていくものと思いますので、そのような際により効果的な事業となるように進めていただきたいと思います。

そして、次に、県北・沿岸振興本部についてお伺いしたいと思います。設置から約 20 年経過するかと思います。現在、20 年経過する中で、この県北・沿岸振興の現状を踏まえた評価、どのようにされているのかをまずお伺いしたいと思います。

○**森県北・沿岸振興課長** 県北・沿岸圏域の現状を踏まえた本部の評価についてでございますが、県北・沿岸振興本部は設置以来 20 年にわたりまして、県北・沿岸圏域が抱える人口

減少や県内各圏域との格差といった構造的課題に対し、基本方針を掲げて本庁、広域振興局の施策展開の中心的役割を担ってまいりました。こうした施策展開の下、これまでに県北圏域では食品関連産業等の販路拡大、農林水産物のブランド化、アパレルや漆など特徴ある地域産業の振興を図られ、沿岸圏域におきましては世界遺産やみちのく潮風トレイル、新たな交通ネットワーク等を生かした交流人口の拡大、国内外等多様な主体とつながりの構築などが復興の取り組みと一体となって進められてきたところでございます。

一方、県北・沿岸圏域の現状を見ますと、死亡数の多さや進学や就職期の若者、女性の県内外への転出の多さなどから、全県平均を上回る人口減少率となっているなど、依然として厳しい課題が存在していると認識しております。

こうしたことから、令和7年度の本部会議におきまして、新たに多様な手法を用いて地域を取り巻く状況を多角的に把握、分析し、効果的に施策を推進する方針を掲げたところであり、県北、沿岸振興施策の実効性を高めて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 当初はかなり期待され、県の組織の中でも部局横断でしっかりやるということで、皆さんそれぞれ思いが強かったと思いますが、10年、20年と経過する中で、どうもそのトーンが下がっているのではないかと感じるころであります。例えば、北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクトや、それ以前の議会の答弁等を見ると、例えば10年後の姿として、大学等の知見を生かした新たな社会サービスや地域産業の融合による新たなビジネスが生まれている地域社会、シェアリングエコノミーや公民連携の推進による暮らしやすい社会、ライフスタイルに合わせた新しい働き方の拡大や学びの機会の提供により一人一人が生涯にわたって活躍できる地域社会を10年後の姿として位置づけ、プロジェクト進めていくとの答弁なされていましたが、現在どうなっているか。現在が10年後の姿ですけれども、どのように思われているかお伺いします。

○**森県北・沿岸振興課長** 北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクトの目指す姿についてでございますけれども、長期計画に掲げるプロジェクトの目指す姿、またさまざまな取り組みがございます。その全てが今現状その姿になっているかということではないとは思っておりますけれども、分野ごとには取り組みは進捗していると思っております、例えば産業につきましては、所得の向上や女性、高齢者の活躍の拡大、新たな仕事が創出されていると考えております、県北圏域の市町村民所得は平成23年度から直近の令和4年度にかけて上昇傾向にあります。一方で、起業等については、まだ少ない状況と考えております。

交流人口につきましては、観光地やまちがにぎわっていることなどと記載しておりますけれども、観光入り込み客数は利用者数、県北圏域はコロナ禍前を上回った数字となっておりますが、依然として他圏域との乖離は生じているものと思っております。

再生可能エネルギー資源の活用につきましては、エネルギーの心配がない先進的な地域の形成というようなことを記載しております、久慈市や八幡平市で地域新電力が設立され、エネルギーの地域内循環の取り組みが進んでいると考えております。

また、中山間地域の快適な社会につきましては、大学の知見や民間力を生かした生活を支

えるサービス等による暮らしやすい社会の形成といったことを掲げておりまして、民間の進出を生かしたデマンド交通の取り組みが一部の地域では展開されていますが、今後も取り組みをさらに広げていく必要があると考えております。

また、地域の未来を担う人材の育成につきましては、若者や地元定着やU・Iターンが増加し、一人一人が生涯にわたって活躍できる地域の形成等ということに記載しておりまして、いわてグリーン農業アカデミーの開所でありますとか、県立産業技術短期大学の整備検討、地域おこし協力隊の人数が沿岸に次いで多いことなどがございますけれども、一方で若年、女性を中心に社会減も進んでいるといった状況と認識しております。

このような北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクトにつきましては、何か指標を用いて定量的にその進捗を図っていくというものではないのですけれども、各分野とも掲げる目指す姿に向けて取り組みが進められているといった状況と認識しております。

○**工藤大輔委員** 取り組みをそれぞれ進めていращやるといえるのはわかるのですけれども、では結果としてどうだったかということです。結局県内全体を見ても、県北・沿岸地域は人口減少率が明らかに高いです。その減少率、この進み具合が、緩やかになっているかという、加速度的に増えているということ、そして所得の話もされていますけれども、市町村所得について、見方はそれぞれあると思いますが、例えば中央値で見た場合にはどうかということだとか、さまざまな面で見ながら、地域住民の所得の状況はどうかということとを把握しながらやっていかなければ、それこそ一面でしか見ていないのではないかと思います。

また、全国の上昇率との比較ということも見ながら、では何をやっていかなければならないか、さらにどうてこ入れするのかという観点が、以前からさまざまな委員の質問等からも出ているのですけれども、そのときはそれなりの答弁をするのですが、結果が伴っているかどうかという、やはり地域の期待に十分応え切れていないと思いますが、いかがですか。

○**森県北・沿岸振興課長** 今御指摘いただいたとおりでございます。今後県北・沿岸振興本部におきまして、その一面的な捉え方ではなくて、いろいろ指標ございますけれども、複数の指標から、また指標の分析なども行って、県北・沿岸地域を取り巻く環境について、多角的に把握、分析をしていきたいと考えております。

今年度の本部会議におきましても、多様な指標を用いて地域を取り巻く状況を多角的に把握、分析して、効果的な施策を推進するという取り組み方針を掲げておりまして、県北・沿岸振興本部として、既存の指標の精査でありますとか、再生可能エネルギー等の新しい取り組みや施策を把握するような指標の検討、今後一層重要性が高まる取り組みに関連した新たな指標なども検討しながら、施策がより効果的になるように進めていきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** まさにこの県北・沿岸振興本部は、産業振興の強化が目的ということで、企業誘致であったり、企業の業容拡大、地域産業の業績の拡大ということが強い目的にあったと思います。しかし、今、地域経済は非常に厳しいのです。県内全体もそうですけれども、

県北・沿岸圏域の状況を見ると、それ以上に本当に厳しいので、やはりそのような所期の思い、また目的にしっかり応えるような対策を取っていかなければ、人口においても、地域への定着だとか、U・Iターンもなかなか期待どおりにふえてまいりません。成果のところだけ話されていますけれども、総合的にどうかということの厳しい認識を持って、これからも取り組んでいただきたいと思います。

そして、私は県のホームページ見たのですけれども、県北・沿岸振興本部が出てこないのです。県北・沿岸振興本部と検索するのですけれども、相当古いものが2件出てきた程度なのです。そして、本部ということを調べると、今、九つぐらいあるのですけれども、県北・沿岸振興本部は出てこないのですけれども、どうやれば出てくるのですか。

○**森県北・沿岸振興課長** 県北・沿岸振興本部の取り組みでありますとか、その基本方針等につきましては、県のホームページにおきましてより多くの方、県北・沿岸地域の方々にご覧いただけるように、ホームページの公開の方法でありますとか、情報提供の方法について、改善を検討していきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** その時点で、もう位置づけが低いのではないかと思います。人口問題対策本部会議とか、警察本部はよく出ますから、これは除いたとしても、ILC推進本部だとか、今で言えば高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議とか、いろいろと出てきます。県北・沿岸振興本部会議は本当に開催しているのかと思います。また、副知事のグリップはしっかりきいているのですか。副知事から、例えばこのような形で実施するべきだというような指示等も得ながら、本部長としての役割をしっかり果たしているのかどうか、確認したいと思います。

○**森県北・沿岸振興課長** 県北・沿岸振興本部会議の開催に当たりましては、その会議の内容でありますとか、そのときに取りまとめる内容、報告内容等々含めて、本部長である副知事に協議をさせていただいて、指示を受けて開催しているものでございます。

また、情報発信の弱さといいますか、至らなさとも我々も感じておりまして、何年前からかは正確には申し上げられないのですけれども、この頃2月に本会議開催しているのですけれども、議会の予算の公表前の時期に開催をしております、話せることが限定的であったのですけれども、今年度、議会に対しての予算案公表後に本部会議を開催するなど、本部会議の動きを少しでも見えるような形で進めていきたいと思っておりますし、今後またさらに改善していきたいと思っております。

○**工藤大輔委員** わかりました。これからしっかりやっていただきたいと思います。最後に、県北・沿岸振興を所管する村上ふるさと振興部長と、県北・沿岸振興の政策分野に関わってこられた小野政策企画部長から思いを聞きたいと思います。

○**村上ふるさと振興部長** 今、委員から県北・沿岸振興の取り組みについて、御指摘をさまざまいただきました。本年度の本会議、あるいは各委員会でも、さまざま県北・沿岸振興の取り組みに対する叱咤激励をいただいていたと思っています。

そのような中で、県北・沿岸振興本部がホチキスになっているのではないかと、しっかり各

部局をグリップしていないのではないかとといったような御指摘さまざまいただく中で、県北・沿岸振興課長から答弁ありましたとおり、来年度の振興方針の中に、多様な指標を用いて、その地域の経済を多角的に分析して効果的な振興施策を推進するという事で、今までなかったのですけれども、そのようなものを加え、そして早速主要な指標をピックアップして本部会議に提示をし、来年度は新たな指標を用いたり、あるいは高等教育機関と連携して地域の分析をしていったりといったようなことを、しっかり我々取り組みたいと思っております。

そのような中で、委員から御指摘ありましたとおり、きちんと弱い部分、取り組むべき部分というのを把握した上で、各部局と連携して政策立案していくべきではないかという御指摘、そのとおりだと思っております。幸いにも、来年度も部長をやらせていただけるということでありますので、引き続き今年やってきた取り組みを来年度にしっかりつなげて、御期待に応えられるよう頑張っていきたいと思っております。

○小野政策企画部長 私、旧政策地域部時代に策定したいわて県民計画（2019～2028）、その中で11のプロジェクトの一つとして、特に県北・沿岸振興を図るために、北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクトを策定したところでございまして、先ほど来委員からお話があったのですが、なかなか見える形でその成果が表れていないといったことについては、策定当時担当いたしました私といたしましても、責任を感じているところでございます。

国におきましては、年末に地方創生に関する総合戦略を策定いたしまして、その中で特に強い経済、これを三つの柱の中の特に力を入れる項目として取り上げております。今後岩手県といたしましても、国の地域未来戦略に基づく計画を策定することになりまして、その中ではそれぞれの地場の産業、こういったものをさらに強めていくための計画も策定することとしております。

やはり力強い地域の振興のためには、産業面、経済面、これが重要と考えておりますので、こうした国の取り組みとしっかり連動いたしまして、県北振興により力を入れていけるように、この計画策定につきましても、残された時間は僅かではございますけれども、できる限りしっかり頑張っていきたいと思っておりますし、またその後もしっかり託していきたいと思っております。

○高橋穂至委員長 それでは、この際昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋穂至委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福井せいじ委員 先ほど飯澤匡委員の質疑の中で、少し確認をしたいことがあったのですけれども、医療局管理者の設置について、企画理事の関与があったという話を聞きましたが、企画理事の職務分掌というのはあるのでしょうか。

○畠山参事兼人事課総括課長 企画理事の職務分掌でございますけれども、令和7年度に設置する際に、持続可能な行財政基盤の推進といった職務として、行財政改革を中心とした

職務として設置しております。

○**福井せいじ委員** そうすると、今、企画理事は野原企画理事兼保健福祉部長と千葉企画理事がいるのですけれども、この2人の職務分掌というのは同じ同等の職務分掌があると考えてよろしいのですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 今度できる企画理事に関しては、それぞれ別の職務分掌になります。

○**福井せいじ委員** 人事については、今までは千葉企画理事が担当していたということでしょうか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 中長期の行財政関係の話でございますので、そこに関しての所管ではありません。

○**福井せいじ委員** 先ほど飯澤匡委員からの質問に対し、医療局の管理者については千葉企画理事が関係していたという答弁があったように感じましたが、それについてはどのような解釈をすればよろしいのですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 失礼しました。所管の事務ではないのですけれども、今回の通報に含まれていました。

○**福井せいじ委員** 直接そのような関係があるというわけではないということですね。わかりました。

では、少し違う質問に移りますが、昨年10月の決算特別委員会での話ですが、令和2年4月に発生した職員の自死事件に関し、当局ではその対応策として再発防止策を講じるというお話をなされました。さらに、知事は再発防止に不断に取り組むことが何よりも大切だという答弁をされています。どのような対策を取ってきたのか、それをお知らせいただきたいと思います。

○**畠山参事兼人事課総括課長** まず、再発防止策の一つとしまして、これまで人事課にございましたパワハラ等のハラスメントの相談窓口に関しまして、各部局の人事主管室、それから各広域振興局にも同じような窓口を設置したところでございます。

それから、ハラスメントの実態をより把握できるように、匿名で所属長を評価できます管理者マネジメントプログラムという、ここは所属長を評価する欄におきましても自由記載欄を設けるなどして、ハラスメントに関しての記載ができるような項目を設定するほか、自身の所属長のハラスメントの評価だけではなくて、その所属内での担当課長や担当総括といった中間管理職の評価に関しても、しっかりと所属長がそこを把握しながら、適宜指導等を行っているかという部分も評価項目に提示しまして、そのような取り組みで拡充しているところでございます。

あとは、研修につきましても、今回管理者で行っている部分とか、あと来年度にもなりますけれども、全ての階層におきまして基本研修の中でハラスメントに関する部分を取り入れながら、全職員がハラスメントに関して課題や対応策等を共有できるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○福井せいじ委員 それでは、10 月以降にそのような対策を講じたということでありますが、10 月以降に今回問題になっている企画理事に関するパワハラについての事実に対する回答はなかったでしょうか。

○畠山参事兼人事課総括課長 先ほど御答弁差し上げたとおり、10 月以降では全部匿名できているということになります。先ほど飯澤匡委員に御答弁差し上げました 1 件のみです。

○福井せいじ委員 わかりました。いずれそのようなさまざまな再発防止に対して取り組みがなされてきたということではありますが、そのような意味ではその後 1 件しかないということで、本当にその 1 件であったかどうかというのはわからないわけです。もしかしたら、今回第三者による聞き取り調査があるわけですから、そういうことがこれからは大事になってくると思います。

あと、今回第三者による聞き取り調査について、どのような形で取り組むのか、具体的にお示しいただければありがたいと思います。

○畠山参事兼人事課総括課長 正確な実態把握をすることによりまして、対象職員の幅広に匿名性を確保した上でアンケート調査を実施することとしておりますが、アンケートの提出先は外部の弁護士としますとともに、それからアンケートに記載された内容の事実確認から調査結果の取りまとめまでは、県を介さずに一貫して外部の弁護士が行うことを想定しております。結果、県では誰が何を回答したかというところに関しましては、知ることができない仕組みとして、公正性等を担保してまいりたいと思っております。

○臼澤勉委員 私も先ほどの飯澤匡委員、そして今の福井せいじ委員の質疑に少し関連した部分で確認させていただきたいと思います。

先ほども医療局管理者の設置の部分について、企画理事の関与はなかったという答弁でよかったのでしょうか。先ほど小野政策企画部長とかも、政策がゆがめられるようなことはあってはならないし、そのようなことはないと答弁されました。要はそれぞれの所掌事務なり、そういった分野の中でしっかりと取り組んでいると私は理解したのですけれども、改めてそのような理解でよろしいのでしょうか。

○畠山参事兼人事課総括課長 方向性の検討等がございまして、令和 6 年度には企画理事総務部長でございましたので、そういったところでは医療局管理者設置に関しての関係はあります。

○臼澤勉委員 管理者設置の時系列について、私の理解では、令和 7 年度の秋にそのような検討が始まったと理解していましたが、そうではないのですか。

○畠山参事兼人事課総括課長 言葉足らずでした。令和 6 年度から方向性の協議をした上で、令和 7 年度から本格検討に入って、今回条例案の提案に至ったということでございます。

○臼澤勉委員 これまでも検討していたと受けとめました。ただこれまでのやり取りを聞いてみると、検討は今年度から開始したような話で理解していたので、そこについてはまたこの程度にしておきます。あと、新年度の人事が出ましたけれども、こういった人事については関与しているのでしょうか、お伺いします。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 人事につきましては、決裁上、手続上の範囲ではございませんが、これまでの総務部長としての知見や経験などがあることから、助言等はいただいているところでございます。

○**臼澤勉委員** そうしますと、総務部長、あるいは企画理事との役割分担とか、そのような部分というのはどのようなになっているのでしょうか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 先ほど福井せいじ委員に申し上げた部分での行財政改革というところで、単純に重なる部分というのが総務部、もしくは上位の職等という部分ではございますので、そういったところで重要な課題に関して、特に企画理事の選任の所掌事務として行っているといった状況でございます。

○**臼澤勉委員** それでは、あまり恣意的な人事だとか、そのようなことは行われていないということでしょうか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 人事につきましては、客観性や公正に把握した能力、業績に基づく人事評価と併せまして、これまでの職員の経験やキャリア、適性力なども踏まえまして、そして組織パフォーマンスの向上や職員個々の育成能力向上にも十分配慮しながら、人事配置をすることになっております。

○**臼澤勉委員** まさに客観性、公平性がやはり確保されるべきと思います。そのような中で、例えば本当に県の人事においても、外部からの圧力とか、力が働いてゆがめられるということがあってはならないと思うのですが、そのようなことは県の組織においてありませんよね、改めて確認です。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 人事につきましては、先ほど申し述べましたとおり、いずれ公平性の部分、それから適切な能力評価、適性、こういったものを総合的に勘案しながら評価して、人員配置をしているところでありまして、外部からそのようなことがないように、あってはならないと思っております。

○**臼澤勉委員** 仮にあったとすると、本当に重大な問題だと受けとめております。今回の人事についても、大きく急に変わったことは多分ないと思っておりますけれども、いずれ県として、公平、透明性を確保した人事という部分をしっかりと守っていただきたいと思っております。

そして、先ほどいろいろと議会での知事の職員への呼びかけですか、声を上げてほしいということについてメールが1件あった。中身については、出入り禁止とか出張命令に関する内容だということでありました。このような内容はほかにはなかったという答弁でありましたけれども、本当はないのですか。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 通報があった命令に関しましては、そういったことに関しては触れられておりません。

○**臼澤勉委員** こういったものが上がってきたときは、知事とか上にはどのような形で共有され、報告を上げているものなのか。あるいは、もし仮に報告が上がった場合に、どのような反応なり指示があるのか、お聞かせください。

○**畠山参事兼人事課総括課長** 今回調査に当たる案件でもありますので、知事、副知事には報告を申し上げているところでございます。

今後の部分につきましては、いずれ、調査を行うということで、今回、補正予算案に計上させていただきますので、そこに関しまして、知事、副知事に対しまして協議させていただいているというところでございます。

○**臼澤勉委員** 今回、令和8年度岩手県一般会計補正予算（第1号）で、500万円ほどの経費を計上する予定と聞いております。各新聞報道でも出ておりますけれども、私が今回のこの調査、パワハラ事案の関係でもいろいろとこの委員会でも取り上げさせていただきまし、あとは職員のパワハラによる自死事案の関係でも、やはり県組織として実態調査をしっかり取り組んでいただきたとお話をしている中において、今回こうやって一歩踏み出したということは本当に評価したいと思います。

そして、この前の予算特別委員会の際、私とのやり取りの中で、今回のこの問題については、県庁の健全性の試金石になるという、本当に強い答弁を総務部長よりいただきました。私は、本当に同じ危機感を持っておりますが、今回この調査について、総務部長、改めてどのような思いで取り組んでいくお考えなのかお聞きします。

○**福田総務部長** 今、委員がおっしゃったとおり、今回の件、まさに試金石になると考えております。これからも情報提供がさまざま寄せられてくると思っています。それらが公益通報に該当するかどうかというところは難しいところもあるのですが、少なくとも公益通報に準じた取り扱いをするということが望ましいと考えております。あとは通報者の特定を行おうとしたり、口止めをするということはもちろん適切ではありませんので、そのようなところも重々配慮しながら、必要な実態調査を適正に行っていきたいと考えております。

○**臼澤勉委員** 私、先ほど1通ですかと聞いたのは、我々議会には複数寄せられているのです。ただ、県組織には、人事課には1通しか届いていないというのが私は理解できない。逆に言うと、職員の側が声を上げにくい内部体制というか、そういった危機感を持っているのではないかというのを一番私は恐れていて、確認させていただきました。

今日も委員会、あるいは庁内の職員も聞いているのかもしれませんが、そのような職員に安心して声を上げていただきたい。先ほど知事が声を上げてほしいということは本会議でも述べておりますけれども、まだそれが本当に届いていないのではないかと思います。そういう意味において、その声を上げた職員が何らかの人事であったり、あるいは処遇面において、あるいは今後仕事をしていく上で、本当にそういったリスクがないと、あつてはならないのですけれども、総務部長はじめ県の幹部の皆様方、そこはぜひ職員を守る側で取り組んでいただきたと思うのですけれども、改めて、総務部長の御所見をお伺いします。

○**福田総務部長** 実態調査の試行を今年度行ったのですけれども、先ほどやり取りがありましたとおり、そこに上がってきていないものもあると考えております。何らかの事情で職

員が声を上げられない状況がもしかしたらあったかなと思っていたところでございます。

今情報提供いただいているものもありますので、それについてはきちんと日付入りの収受印を押した上で知事まで上げることにしておりますので、職員の皆さんには安心して情報を寄せていただきたいと考えておりますし、補正予算を認めていただければ、第三者制度を重視しながら適正に調査を進めていきたいと考えております。

○白澤勉委員 本当に、県組織に疑惑、疑念を持たれているということ自体がやはり皆さんにとってもつらいことだと思いますし、我々もそこは同じ思いを共有したいとは思いますが、ぜひそのような意味において、職員の皆様が本当に気持ちよく、風通しよく働いていく、組織の中からそういう前向きな気持ちで仕事に取り組める、やはりそういった組織に、ぜひ今回を教訓にというか、いい機会として前向きに捉えて取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。終わります。

○高橋穂至委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の職員の皆様におかれましては、このたびの人事異動により御退職、御異動される方が多くおられます。長い間大変ありがとうございました。

先ほど小野政策企画部長から一言いただきましたが、御退職、御異動される皆様を代表して、福田総務部長からも一言お願いしたいと思います。

○福田総務部長 委員の皆様には、時に厳しく、時に優しくしていただきまして、大変お世話になったと思っております。今回の件も含めて、地方自治の中でガバナンスというもの、これは割合範囲の広い概念だと思っておりますが、単に執行機関だけでなく、議会や住民の皆さんも含めた形で、ガバナンスというものがダイナミックに機能するということを今回改めて強く実感させていただいたところであります。そのことに対しましても、改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○高橋穂至委員長 ありがとうございます。皆様の新天地の御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、執行部の皆様は御退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会の運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、内丸地区再整備基本計画についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。詳細については当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました案件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の

継続調査の申出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和8年度総務委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。